風待仕居候以上

子八月

久春吉丹后上人宮座御方転出致候
書類入御覧候事存

最上徳内
長谷川新之助

先般申上置候曽人（ホウコーニク）南地ニ而試候御座候
上人召呼出候処親別書之通双方之申渡候者
右紙文配人召寄て転出候處一座出候旨右書転
写而御読遣候以上

乍恐以書付奉申上候

一 今般役出人衆原出八一日分別紙之通御座候
仕度奉存候是迄之通被仰付被下置候様奉願上候
尚別紙書面添乍恐御願奉申上候以上

慶応三卯年七月

支配人
関右　下

卯八月

御用部

乍恐以書付奉願上候

一　今般西夷人様不當出當之儀日本之習西夷之國を
毎國之出船須ニ御座候手工人之義ハ何方ニ而乍
傷ニ而勝手次第人之往来ニ而彼國頭取共異ニ乾ニを
不致人之生手て一日も無ニ御座候年来之國々之ニ掛而
之義ニ和を始日ニ而續候者ニ有ニ有之候ニ付
有之候ニ付上申ニ付是迄ニ御待無掛奉安着候

並ニ江戸[illegible]出生之者[illegible]都合ニ而御役所御届仕候極

右者今般相改候処書載致候以上

慶應三卯年七月

トヤリヨシナイ村

土産名　カアヨツアヱ　名下

ヨマシヘツ村

同　ヱトラヨツカヱ　〃

ユチヨヘチ村

〃　キヤツリ　〃

ナノトモ村

〃　ヨロハウミ　〃

ユチヨヘチ村

同　トレハシケ　〃

ナイコトロ村

〃　セムラヱハ　〃

クシユシユクシ村

乙名

ヨマシヘツ村

幸八　〃

〃　乙吉　〃

アシルモロ村

〃　顔化　〃

トウフツ村

〃　紫毛化　〃

クシュンコタン村
年寄 作平 〃
シユ〻ヤ村
名主 長蔵 〃
ハツコトヤリ村
〃 ちカリ 兵衛 〃
ホロヤントヤリ村
〃 伊之郎 〃
リヤトマリ村
脇乙名 ゴヒ ミチ 〃
ホウフニ村
惣名主 紋右 〃

クシュンコタン村
〃 傳兵衛 〃
奥地惣代ロレイ村
庄屋 祐助 〃
シラヌシ村
〃 サトルキ 〃
クシュンコタン村
惣乙名 ユウトロマカ 〃

恩謝之儀申渡書

申渡　惣町人江

一　萬事申渡置候通町人江者日本町検立合名主より

者共長崎町用所へ渡町人へも可申出

二月　年